

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（国土交通省）

制 度 名	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置の延長		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）に基づく認定特定建築物（床面積（増改築の場合は、当該増改築に係る部分の床面積）が 2,000 m²以上であり、かつ、認定に係る基準に適合する昇降機が設置されているもの）の割増償却制度（現行割増償却率 10%、5 年間）の適用期限を 2 年延長する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第 14 条の 2</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （—）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>デパート、劇場、ホテル等不特定かつ多数の者が利用する建築物又は老人ホーム等主として高齢者、障害者等が利用する建築物のバリアフリー化の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>高齢化が急速に進行する中、高齢者・障害者等の社会参加・自立のニーズが高まっており、基本的な生活の場である建築物については、高齢者・障害者等をはじめ、誰もが円滑に利用できるようにバリアフリー化を進めることが求められている。</p> <p>特に、デパート、劇場、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物（特定建築物）は、高齢者・障害者等が自立した豊かな生活を送る上で必要となるサービスが提供される場であり、公共的な性格が強いことから、平成6年に施行された高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び平成18年に施行されたバリアフリー法に基づく努力義務・計画認定等を通じて、バリアフリー化を促進してきたところである。</p> <p>また、高齢者・障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、特にバリアフリー対応を推進する必要性の高いデパート、劇場、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物及び老人ホーム等の主に高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）の建築等に際して建築物移動等円滑化基準に適合することを義務付け、さらに、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものとして認定を受けた特定建築物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等支援措置の拡大が行われている。</p> <p>建築物のバリアフリー化については、付加的な面積・費用の増加を伴うため、建築主の負担は非常に大きく、また、高齢者・障害者等の社会参加・自立を促すなど外部性・公共性を有するものである。</p> <p>さらに、2013年には4人に1人以上が65歳以上になるという高齢化の急速な進行にかんがみ、建築物のバリアフリー化のより一層のスピードアップを図ることが求められている。</p> <p>そこで、こうした建築主の負担を軽減し、インセンティブを与えて、特にバリアフリー化の必要性の高い特別特定建築物におけるバリアフリー対応の促進を図るため、容積率の算定の特例、表示制度等と併せて、引き続き、割増償却制度により高齢者等が円滑に利用できる認定建築物の建築を促進していく必要がある。</p> <p><small>建築物移動等円滑化基準：高齢者等の利用を阻む障壁を除去する水準（例、出入口幅80cm、廊下幅120cm） 建築物移動等円滑化誘導基準：高齢者等が円滑に利用できるようにする水準（例、出入口幅90cm、廊下幅180cm）</small></p>	
	今回の要望に関連する事項	合理性
	政策の達成目標	<p>不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 12%（平成15年度）→ 30%（平成24年度）（暫定値※）</p>

		※今後の政策評価の見直しと併せて検討しているため暫定値とする。
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 12%（平成15年度）→30%（平成24年度）（暫定値※） ※今後の政策評価の見直しと併せて検討しているため暫定値とする。
	政策目標の達成状況	不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 平成15年度：約12% → 平成20年度：約15%
有効性	要望の措置の適用見込み	平成23年度 21件 平成24年度 21件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制特例は、多くの高齢者等が利用する建築物の建築に当たって、特定の者に偏りなく、毎年度確実に適用され、その結果、新築の建築物における誘導的なバリアフリー基準を満たした建築物の割合も着実に増加しており、引き続き多くの高齢者等が利用する建築物のバリアフリー化の促進についての効果が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置（法人税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	高齢者等の自立した生活に不可欠な一定規模以上の特別特定建築物のバリアフリー化を推進するため、用途を問わず、建築物の整備に適用される支援策は本特例のみである。
	要望の措置の妥当性	本特例の適用要件として用いられている誘導基準に係る目標は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化にとってより望ましい建築物を増加させようとするものであり、民間事業者に対するインセンティブ措置の特例として割増償却（10%、5年間）が的確かつ必要最小限な措置である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>適用実績</p> <p>平成12年度 33件 平成13年度 19件 平成14年度 20件 平成15年度 33件 平成16年度 24件 平成17年度 12件 平成18年度 29件 平成19年度 29件 平成20年度 19件 平成21年度 15件</p> <p>※平成18年度以降については、当該年度に認定を受けたもののうち、これまで租税特別措置が適用された件数（適用見込みを含む）を記載している。</p> <p>上記のとおり、平成21年度までの過去3年間の平均適用件数は21件（見込みも含む。）であり、有効に活用されている。 なお、平成18～20年度の調査では、物販・医療・福祉といった複数の用途の建築物に適用されており、特定の者への大きな偏りはない。</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>直近の評価である「平成21年度政策チェックアップ評価書」において、「不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合」について評価を行い、本税制特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けて貢献していることを確認している。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 平成15年度：約12% → 平成22年度：30%</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 平成15年度：約12% → 平成20年度：約15%</p> <p>なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。</p>
これまでの要望経緯	<p>平成6年度 新設 平成7年度 適用期限の2年延長 平成8年度 償却率2割→1.8割 平成9年度 適用期限の2年延長 平成10年度 償却率1.8割→1.4割 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 償却率1.4割→1.2割 適用期限の2年間延長 平成14年度 償却率1.2割→1割 適用対象の拡充（老人ホーム等、増改築） 平成15年度 適用期限の2年間延長</p>	

	平成 17 年度 適用期限の 2 年間延長 平成 19 年度 適用期限の 2 年間延長 平成 21 年度 適用期限の 2 年間延長
--	---

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（国土交通省）

制 度 名	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置の延長		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）に基づく認定特定建築物（床面積（増改築の場合は、当該増改築に係る部分の床面積）が 2,000 m²以上であり、かつ、認定に係る基準に適合する昇降機が設置されているもの）の割増償却制度（現行割増償却率 10%、5 年間）の適用期限を 2 年延長する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第 47 条の 2</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— (—)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>デパート、劇場、ホテル等不特定かつ多数の者が利用する建築物又は老人ホーム等主として高齢者、障害者等が利用する建築物のバリアフリー化の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>高齢化が急速に進行する中、高齢者・障害者等の社会参加・自立のニーズが高まっており、基本的な生活の場である建築物については、高齢者・障害者等をはじめ、誰もが円滑に利用できるようにバリアフリー化を進めることが求められている。</p> <p>特に、デパート、劇場、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物（特定建築物）は、高齢者・障害者等が自立した豊かな生活を送る上で必要となるサービスが提供される場であり、公共的な性格が強いことから、平成6年に施行された高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び平成18年に施行されたバリアフリー法に基づく努力義務・計画認定等を通じて、バリアフリー化を促進してきたところである。</p> <p>また、高齢者・障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、特にバリアフリー対応を推進する必要性の高いデパート、劇場、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物及び老人ホーム等の主に高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）の建築等に際して建築物移動等円滑化基準に適合することを義務付け、さらに、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものとして認定を受けた特定建築物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等支援措置の拡大が行われている。</p> <p>建築物のバリアフリー化については、付加的な面積・費用の増加を伴うため、建築主の負担は非常に大きく、また、高齢者・障害者等の社会参加・自立を促すなど外部性・公共性を有するものである。</p> <p>さらに、2013年には4人に1人以上が65歳以上になるという高齢化の急速な進行にかんがみ、建築物のバリアフリー化のより一層のスピードアップを図ることが求められている。</p> <p>そこで、こうした建築主の負担を軽減し、インセンティブを与えて、特にバリアフリー化の必要性の高い特別特定建築物におけるバリアフリー対応の促進を図るため、容積率の算定の特例、表示制度等と併せて、引き続き、割増償却制度により高齢者等が円滑に利用できる認定建築物の建築を促進していく必要がある。</p> <p><small>建築物移動等円滑化基準：高齢者等の利用を阻む障壁を除去する水準（例、出入口幅80cm、廊下幅120cm） 建築物移動等円滑化誘導基準：高齢者等が円滑に利用できるようにする水準（例、出入口幅90cm、廊下幅180cm）</small></p>	
	今回の要望に関連する事項	合理性
	政策の達成目標	<p>不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 12%（平成15年度）→ 30%（平成24年度）（暫定値※）</p>

		※今後の政策評価の見直しと併せて検討しているため暫定値とする。
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 12%（平成15年度）→ 30%（平成24年度）（暫定値※） ※今後の政策評価の見直しと併せて検討しているため暫定値とする。
	政策目標の達成状況	不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 平成15年度：約12% → 平成20年度：約15%
有効性	要望の措置の適用見込み	平成23年度 21件 平成24年度 21件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制特例は、多くの高齢者等が利用する建築物の建築に当たって、特定の者に偏りなく、毎年度確実に適用され、その結果、新築の建築物における誘導的なバリアフリー基準を満たした建築物の割合も着実に増加しており、引き続き多くの高齢者等が利用する建築物のバリアフリー化の促進についての効果が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置（所得税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	高齢者等の自立した生活に不可欠な一定規模以上の特別特定建築物のバリアフリー化を推進するため、用途を問わず、建築物の整備に適用される支援策は本特例のみである。
	要望の措置の妥当性	本特例の適用要件として用いられている誘導基準に係る目標は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化にとってより望ましい建築物を増加させようとするものであり、民間事業者に対するインセンティブ措置の特例として割増償却（10%5年間）が的確かつ必要最小限な措置である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>適用実績</p> <p>平成12年度 33件 平成13年度 19件 平成14年度 20件 平成15年度 33件 平成16年度 24件 平成17年度 12件 平成18年度 29件 平成19年度 29件 平成20年度 19件 平成21年度 15件</p> <p>※平成18年度以降については、当該年度に認定を受けたもののうち、これまで租税特別措置が適用された件数（適用見込みを含む）を記載している。</p> <p>上記のとおり、平成21年度までの過去3年間の平均適用件数は21件（見込みも含む。）であり、有効に活用されている。 なお、平成18～20年度の調査では、物販・医療・福祉といった複数の用途の建築物に適用されており、特定の者への大きな偏りはない。</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>直近の評価である「平成21年度政策チェックアップ評価書」において、「不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合」について評価を行い、本税制特例をはじめとした関連施策が、目標達成に向けて貢献していることを確認している。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 平成15年度：約12% → 平成22年度：30%</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 平成15年度：約12% → 平成20年度：約15%</p> <p>なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。</p>
これまでの要望経緯	<p>平成6年度 新設 平成7年度 適用期限の2年延長 平成8年度 償却率2割→1.8割 平成9年度 適用期限の2年延長 平成10年度 償却率1.8割→1.4割 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 償却率1.4割→1.2割 適用期限の2年間延長 平成14年度 償却率1.2割→1割 適用対象の拡充（老人ホーム等、増改築） 平成15年度 適用期限の2年間延長</p>	

	平成 17 年度 適用期限の 2 年間延長 平成 19 年度 適用期限の 2 年間延長 平成 21 年度 適用期限の 2 年間延長
--	---